

(平成26年4月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

厚生年金関係 3 件

関東神奈川厚生年金 事案 8878

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年12月18日は3万3,000円、19年7月18日は9万2,000円、同年12月12日は12万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月18日
② 平成19年7月18日
③ 平成19年12月12日

私は、A社に勤務しており、平成18年12月18日、19年7月18日及び同年12月12日に賞与が支給されたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する金融機関の預金通帳及び申立人に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記所得税源泉徴収簿の社会保険料の控除額から、平成18年12月18日は3万3,000円、19年7月18日は9万2,000円、同年12月12日は12万3,000円とする

ことが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの回答は無いが、複数の同僚が申立期間において賞与が支給され、保険料が控除されていることが確認できるにもかかわらず、申立期間において標準賞与額の記録がある者が存在しないことから、事業主は、社会保険事務所（当時）に対して申立期間の標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日に係る記録を昭和38年3月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月26日から同年4月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、当該期間においても同社に継続して勤務していた。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社が保管している従業員台帳（発令情報）、同社の回答及び同僚の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和38年3月26日に同社本社から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和38年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、事業主が保管している申立人の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」における被保険者資格取得日が、昭和38年4月

1日と記載されていることから、事業主は、同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、8万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月2日

私は、平成11年2月1日から18年3月31日までA社に勤務していた。申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、賞与に係る記録が無い。

調査の上、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B健康保険組合が保管している健康保険被保険者標準賞与決定通知書及び申立人が所持している預金通帳の記録から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の標準賞与決定通知書及び預金通帳の記録から推認できる厚生年金保険料控除額から、8万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、8万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 2 日

私は、平成 13 年 5 月 16 日から 20 年 1 月 15 日までA社に勤務していた。申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、賞与に係る記録が無い。

調査の上、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B健康保険組合が保管している健康保険被保険者標準賞与決定通知書及び申立人が所持している預金通帳の記録から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の標準賞与決定通知書及び預金通帳の記録から推認できる厚生年金保険料控除額から、8万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東神奈川厚生年金 事案 8882

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年1月20日から24年8月13日まで
私は、申立期間において、A社（現在は、B社）で勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録では、同社に係る被保険者期間が無い。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な記憶から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録により、A社は申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる上、B社は、「当時の事業所長は既に死亡しており、申立人に係る資料も残っていないが、A社は、厚生年金保険の適用事業所であったことは無く、申立期間当時、同社において、給与から厚生年金保険料を控除されていた従業員はいない。」と回答している。

また、オンライン記録により、申立人が自身の前任者であるとする申立人の姉についても、申立人と同様に、A社で勤務していた期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことが確認できる。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月

厚生年金保険の記録では、妻がA社に勤務していた期間のうち、申立期間に支給された賞与の記録が無い。賞与の支給額等は不明だが、同社から賞与が支給されていたと妻から聞いており、日本年金機構からも、申立期間について、同社に勤務していた同僚の標準賞与額の記録が訂正された旨の手紙が来た。

調査の上、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の夫が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B銀行が発行した申立人のA社からの給与の振込みがあったと思われる預金口座に係る取引明細証明書には、申立期間において賞与の振込みは確認できない。

また、C市役所が発行した平成16年度(平成15年分)市民税・県民税課税(非課税)証明書に記載されている申立人の平成15年分に係る社会保険料の金額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく社会保険料の金額とおおむね一致している。

さらに、A社が加入するD健康保険組合は、申立人の申立期間に係る健康保険の標準賞与額の記録は無い旨回答している。

加えて、申立人は、賞与が支給されたことが確認できる賞与明細書等の資料を所持していない上、A社は、「賃金台帳等の資料を保管していない

ので、賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8884

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 5 月頃から 47 年 10 月頃まで

私は、A社に昭和 44 年 5 月頃に入社し、47 年 10 月頃まで勤務していた。年金記録を見ると、同社に勤務していた期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

申立期間当時のスナップ写真を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人の所持するスナップ写真から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録により、A社は、昭和 30 年 8 月 10 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時においては適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立期間当時にA社に勤務していた同僚は、「私がA社に勤務していた当時、同社は厚生年金保険に加入していなかった。給与から厚生年金保険の保険料は控除されていなかった。」と述べている。

さらに、申立期間当時、A社において厚生年金保険の被保険者となっている者は確認できず、当時の役員のオンライン記録を確認したところ、国民年金保険料は納付済みとなっていることが確認できる。

加えて、商業登記簿謄本によると、A社は既に解散している上、申立期間当時の代表取締役は既に死亡していることから事業主照会が行えず、申立人の当該期間に係る保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。